

行政文書公開決定等期間延長通知書

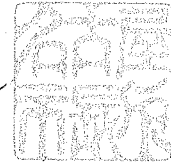
2 観名保第 190 号

令和 3 年 2 月 26 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 3 年 2 月 15 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	復命書、持参資料（平成 30 年 7 月 9 日分）
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	令和 3 年 2 月 15 日 から 令和 3 年 3 月 1 日 まで
延長する期間	令和 3 年 3 月 2 日 から 令和 3 年 3 月 31 日 まで
延長の理由	一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項に定める期間内に公開決定を行うことが事務処理上困難であることから、決定期間を延長します。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488 ※同行した観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部長に係る請求部分に関しては、別途観光文化交流局観光交流部観光推進課から決定処分がされます（令和 2 年度からナゴヤ魅力向上担当部が観光交流部に改組のため）。